

マイナンバーカード出張申請受付方式実施要領

若狭町では、マイナンバーカード取得促進のため、「マイナンバーカード出張申請受付」によるマイナンバーカードの申請受付方式を実施します。町職員が町内の企業や地域団体等を訪問し、一括で申請を受け付けます。後日、マイナンバーカードを申し込み団体の指定する場所へ町職員が持参、又は申請者の住所へ本人限定受取郵便で送付します。そのため、申請者は役場へ出向くことなくマイナンバーカードを受け取ることができます。

1 対象団体

- (1) 若狭町内に事業所を置く企業
- (2) 若狭町内の地域団体等（町内会、地域協議会、女性の会、サロン等）

2 実施日時

令和2年1月より実施

開庁日の午前9時から午前11時30分までと、午後1時30分から午後4時30分までの間

※申込書・暗証番号設定依頼書を事前記入し、本人確認書類及びその写し等を事前準備していただくことで、1人あたり5分程度の申請受付時間を想定しています。

3 申し込み条件

- (1) 対象団体からの申し込みがあること
- (2) 申し込み団体が以下の点について承諾すること
 - ア 申請希望者が概ね5人以上見込まれ、そのうちの半数以上が若狭町民であること
 - イ 申し込み団体が会場および机・椅子等の備品の準備と片付けができること
 - ウ 申請希望者の氏名・住所・生年月日を記入した申請者名簿を事前提出できること
 - エ 申し込み団体内での取りまとめ、周知・広報等を自身で行うこと特に下記の点を知らせることができること
 - ・実施日時、会場
 - ・申請時に持参する書類（若狭町でチラシ準備）
 - ・4に定める、マイナンバーカードの交付申請が可能な人の条件

4 マイナンバーカードの交付申請が可能な人

次のすべての条件を満たす者であること

- (1) 申請者本人（15歳未満の方及び成年被後見人の方は法定代理人とともに）が会場に来ることができること（若狭町外の住民も可）
- (2) 既にマイナンバーカードの交付申請を行っていないこと
- (3) 若狭町が指定する以下の書類を持参・提出できること
 - ア 個人番号交付申請書 兼 電子証明書発行申請書
 - イ 暗証番号設定依頼書

- ウ 通知カード
- エ 本人確認書類 2点 (原本)
- オ エにおける本人確認書類の写し
- カ 住民基本台帳カード (交付されている方)

(4) マイナンバーカードを郵送で受け取る場合、「本人限定受取郵便」での受け取りができること
 ※転送不要郵便で送付するため、郵便局の転送サービスを利用している場合、受け取ることができません。

5 申請方法と実施手順

- (1) 実施希望日の 20 日前までに、マイナンバーカード出張申請受付申込書に必要事項を記入し、税務住民課へ提出 (電子メール、郵送、FAX) してください。
- (2) 町から申し込み団体へ実施の可否・日程調整等の連絡を行います。
- (3) 実施日の 10 日前までに「マイナンバーカード出張申請受付申請者名簿」を提出してください。
- (4) マイナンバーカードの受け取りは、申し込み団体の指定する場所へ町職員が持参または申請者の住民票記載の住所へ本人限定受取郵便で送付します。
 ※若狭町外の方は「本人限定受取郵便」での受け取りのみです。

6 本人確認書類

- (1) A 書類 2 点
- (2) AB 書類各 1 点ずつ
- (3) B 書類 2 点

| | |
|---|---|
| A | 運転免許証、運転経歴証明書 (交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの)、旅券、住民基本台帳カード (写真付きに限る)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書 等 |
| B | 健康保険証、介護保険被保険者証、年金証書、住民基本台帳カード (写真なし)、生活保護受給者証、医療受給者証、預金通帳、学生証 等 |

7 その他

申し込みにあたり、以下の点について予めご了承ください。

- ・申し込み順に対応させていただきますので、申し込み多数の場合は実施するまでに時間を要する場合があります。
- ・マイナンバーカードの申請からお渡しまで 2 カ月程度を見込んでいますが、申請件数に大幅な増加があった場合、更に時間を要することがあります。

申し込み・問い合わせ先

〒919-1393 福井県 三方上中郡若狭町中央 1-1

若狭町役場 税務住民課

電話番号：0770-45-9106 F A X：0770-45-9107

メール：zeijyu@town.fukui-wakasa.lg.jp